

令和元年度

三浦市健全化判断比率等及び
資金不足比率等審査意見書

三浦市監査委員

浦監発第 082503 号
令和 2 年 8 月 25 日

三浦市長 吉 田 英 男 様

三浦市監査委員 長 治 克 行

三浦市監査委員 出 口 正 雄

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等及び資金不足比率等審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及び附属書類を審査したので、その意見を次のとおり提出する。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

比率区分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
(1)実質赤字比率	— (13.36)	— (13.36)	— (13.37)
(2)連結実質赤字比率	— (18.36)	— (18.36)	— (18.37)
(3)実質公債費比率	14.5 (25.0)	16.0 (25.0)	17.5 (25.0)
(4)将来負担比率	162.3 (350.0)	156.8 (350.0)	166.1 (350.0)

(注) () 内は、各比率の早期健全化基準である。

(1)実質赤字比率について

実質赤字額はなかった。

(2)連結実質赤字比率について

連結実質赤字額はなかった。

(3)実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較すると 1.5 ポイント減の 14.5%となっている。

(4)将来負担比率について

将来負担比率は 162.3%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率を前年度と比較すると 5.5 ポイントの増となっている。

3 意見

実質公債費比率については、平成 30 年度に比して改善傾向にある。将来負担比率については、平成 30 年度に比してやや増加をしているものの、早期健全化基準を大きく下回っている。厳しい財政状況は変わらないが、引き続き実質公債費比率の適正管理に取り組んでほしい。

令和元年度決算に基づく資金不足比率等審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率			経営健全化 基準
	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	
(1)三浦市市場事業 特別会計	—	—	—	20.0
(2)三浦市公共下水道 事業特別会計	—	—	—	
(3)三浦市病院 事業会計	—	—	—	
(4)三浦市水道 事業会計	—	—	—	

(1)三浦市市場事業特別会計

資金不足額はなかった。

(2)三浦市公共下水道事業特別会計

資金不足額はなかった。

(3)三浦市病院事業会計

資金不足額はなかった。

(4)三浦市水道事業会計

資金不足額はなかった。

3 意見

いずれの会計についても資金不足額はなかった。しかしながら、公共下水道事業特別会計については一般会計から基準外の繰出金の支出が続いており、水道事業会計についても令和元年度は一般会計から基準外の補助金の支出がなされている。今後も資金不足額を出すことのないよう将来を見据え、計画的な経営に取り組まれない。